

平成19年3月

大学院生（新入生・在学生）各位

## 社会人等を対象とした

### 「一橋大学再チャレンジ推進プログラム」に係る授業料免除制度について

平成19年度において、安倍内閣が推し進める「再チャレンジ支援プログラム」として、本学大学院の課程（一橋大学再チャレンジ推進プログラム）が採択されました。

本件は、再チャレンジ推進という観点からリカレント教育やスキルアップ教育の機会を提供するためのもので、再チャレンジを目指す社会人等を対象としています。

これに伴い、対象となる者については、新たな授業料免除制度が設けられます。

#### （対象となる者）

1. 現に職を有している者（休職者を含む。）
2. 社会人経験を有する者（家事及び家業従事者、フリーターを含む。）
3. 退職者、離職者
4. その他、大学を卒業して大学院入学まで2年以上を有した者

※外国籍の者であっても、日本国に永住権を有する者等は対象者となります  
外国人留学生は対象者とはなりませんので、ご留意願います。

……（記載内容について、現在文部科学省に問い合わせ中）

※留年又は修業年限超過者は、条件に制限がありますので、お問い合わせください。

授業料免除の判定にあたっては、原則現行の授業料免除規則・基準を適用しますが、生活評価（認定所得）の算定については、別添取扱要項のとおり、当該プログラムの趣旨に添って若干の取扱いを変更して実施します。

なお、対象要件の確認のため、申請者全員に、自らの職歴等を申告する「申立書」を、授業料免除申請の際に記入していただきます。（様式は学生支援課で配布）

また、本件の授業料免除対象者については、実施計画及び成果報告を提出していただく予定ですので予めご了承ください。

詳細については、学生支援課までお問い合わせください。

（当該プログラムの対象者とならない大学院生は、通常の授業料免除制度によって申請してください。）

《問い合わせ先》

一橋大学学生支援課

T E L 042-580-8117／8139

○「一橋大学再チャレンジ推進プログラム」のための授業料免除に関する取扱いについて

平成 19 年 3 月 27 日  
学長裁定

第 1 「一橋大学再チャレンジ推進プログラム」のための授業料免除に関する取扱いは、この要項に定めるところによる。

第 2 授業料免除対象者は、社会人等を対象とした本プログラムによる学生（科目等履修生等を除く。）とする。

第 3 授業料免除実施可能額は、本プログラムの「就学機会確保のための経費」として決定された額とする。

第 4 授業料免除の判定は、一橋大学授業料免除及び徴収猶予選考基準（平成 16 年規則 198 号）（以下「基準」という。）に基づいて行うものとする。ただし、認定所得の算定にあたっては、以下の事項を適用する。

- (1) 基準 I の 1 に定める認定所得について、本プログラムにおける社会人等にあっては、当基準の定めにかかわらず、本人の収入により認定所得を算定する。
- (2) 基準 I の 1 の (1) に定める「給与所得」及び基準 I の 1 の (2) に定める「給与所得以外の所得」について、離職者等にあっては申請時の収入状況により認定所得を算定する。
- (3) 基準 I の 1 の (4) に定める「臨時的な所得」について、本人の離職を起因とする収入にあっては認定所得に算定しない。

附 則

この要項は、平成 19 年 3 月 27 日から実施する。